

(仮称) 本證寺史跡公園整備実施設計等業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務名

(仮称) 本證寺史跡公園整備実施設計等業務

2 業務場所

国指定史跡 本證寺境内 (安城市野寺町野寺 2 6 他)

3 趣旨

国指定史跡本證寺境内 (平成 27 年 3 月 10 日指定) の保存・活用・整備のため、史跡公園として整備する整備実施設計等を、整備基本計画 (令和 5 年 5 月策定) をもとに、令和 5～8 年度に行う。また、年 3 回程度 (令和 5 年度は 2 回) 開催する整備検討会議を支援する。

特に史跡整備という高度な専門知識と技術及び豊富な創造性が求められる業務のため、これらを有した質の高い事業者を審査し選定する。

4 業務内容

別紙「(仮称) 本證寺史跡公園整備実施設計等業務特記仕様書」のとおり

5 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日 (金) まで

6 提案上限金額 38,300,000 円 (合計額)

令和 5 年度 14,300,000 円

令和 6 年度 14,100,000 円

令和 7 年度 5,500,000 円

令和 8 年度 4,400,000 円

(いずれも消費税および地方消費税相当額を含む)

7 選定方式

公募型プロポーザル方式

8 参加資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合は、参加資格があるものとする。

- (1) 安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する業者であること。
- (2) 公告の日から提案書の提出期限の日までの期間に安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 過去10年間（当該年度含まず）において、官公庁または国庫補助金を得ての民間による、国指定史跡（鎌倉時代から江戸時代の城館または寺院または庭園、名勝を含む）の整備の実施設計等業務（施工監理を含んでいてもよい）の元請けとしての実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から、開札の日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

9 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお、発注者の都合により予定を変更する場合がある。

1	実施要領の公告日	令和5年5月24日（水）
2	実施要領への質問の受付開始	令和5年5月24日（水）
3	参加表明書の提出期限	令和5年5月31日（水）
4	実施要領等に関する質問の提出期限	令和5年5月31日（水）
5	参加資格の確認・書類審査（一次審査）	令和5年6月2日（金）
6	結果通知（一次審査）	令和5年6月6日（火）
7	企画提案書の提出期限	令和5年6月16日（金）
8	企画提案説明会・審査（二次審査）	令和5年6月21日（水）
9	結果通知（二次審査）	令和5年6月23日（金）
10	仕様書協議	令和5年6月下旬（予定）
11	契約締結	令和5年7月上旬（予定）

10 参加表明手続き

(1) 受付開始

令和5年5月24日（水）

(2) 提出書類

参加表明手続きの提出書類は以下のとおり。

	種類	様式	部数
1	参加表明書	様式 1	1
2	業務実績一覧	様式 2	1
3	業務実施体制図	様式 3	1
4	業務従事者一覧	様式 4	1

(3) 提出期限

令和 5 年 5 月 3 1 日 (水) 午後 5 時必着

(4) 提出場所

生涯学習部文化振興課文化財係

(安城市歴史博物館内 愛知県安城市安城町城堀 3 0 番地)

(5) 提出方法

郵送(一般書留または簡易書留、配達過程が確認できれば宅配便可)または持参。提出時の企画内容説明は受け付けない。なお、郵送時には、その旨を電話連絡すること。

1 1 参加資格の確認・書類審査(一次審査)

(1) 参加表明書等を提出したもののうち、「8 参加資格」のすべてを満たす者を受注候補者とする。

(2) 結果については、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に送信する。

(3) 一次審査結果通知

令和 5 年 6 月 6 日 (火)

1 2 実施要領等に関する質問及び回答

(1) 受付開始

令和 5 年 5 月 2 4 日 (水)

(2) 提出書類

実施要領等に関する質問の提出書類は任意の様式とする。

(3) 提出方法

bunkazai@city.anjo.lg.jp あてにメールで提出し、到達確認を電話

で必ず行うこと。

(4) 提出期限

令和5年5月31日(水)午後5時まで

(5) 回答

回答は、提出されたすべての質問について取りまとめ、すみやかに安城市ウェブサイト「望遠郷」に公開する。

(6) その他

電話・FAXによる質問、本実施要領及び仕様書の内容以外の質問は受け付けない。

1.3 企画提案手続き

受注候補者に選定された者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

	種類	様式	部数
1	企画提案書	様式は任意。別紙「仕様書」を参考にしつつ、次の3点を中心に作成すること。 ① これまでに受注した実施設計の対象国指定史跡（鎌倉時代から江戸時代の城館または寺院または庭園、名勝を含む）で、整備が最も成功したと認識する事例を、提出書類の業務実績一覧の中から1つ取り上げて、その優れた点を説明すること。 ② 堀と土塁、石垣の保存と顕在化の実現可能な方法について提案すること。 ③ 将来の（仮称）本證寺史跡公園における、持続可能なソフトの魅力を活かすための工夫について提案すること。 A4両面印刷（カラー可）。目次等を含め全8ページ以内。 ページ番号を付記すること。	10

2	見積書	様式 5	1
3	年度別金額	令和 5 ～ 8 年度の年度別見積額（様式自由）	1

(1) 提出期限

令和 5 年 6 月 1 6 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出場所

生涯学習部文化振興課文化財係

（安城市歴史博物館内 愛知県安城市安城町城堀 3 0 番地）

(3) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留、配達過程が確認できれば宅配便可）

または持参。提出時の企画内容説明は受け付けない。なお、郵送時には、その旨を電話連絡すること。

(4) 辞退

参加表明手続き後に辞退する場合は、直ちに電話で連絡し、辞退書（様式 6）を提出すること。

1 4 企画提案説明会・審査（二次審査）

受注候補者に選定された者は、提出した企画提案書に基づき、以下のとおり企画提案説明を行うこと。

(1) 日 時

令和 5 年 6 月 2 1 日（水）午後 2 時～

（受注候補者多数による予備日：同 6 月 2 2 日（木）午前 1 0 時～）

詳細な時間は別途通知する。

受注候補者が複数の場合の企画提案説明の順序は発注者が定める。

(2) 場 所

安城市歴史博物館 講座室（愛知県安城市安城町城堀 3 0 番地）

(3) 説明者

3 人までとし、本業務を実際に行う従事者を主とすること。

(4) 説明時間

3 0 分以内（プレゼンテーション 2 0 分、質疑 1 0 分）

(5) 説明方法

企画提案書およびパソコンによるプロジェクター映写画面を使っ

て説明する。企画提案書同様、上記①、②、③を中心に行うこと。パソコンは企画提案者が持参する。接続はVGA端子（アナログRGB）またはHDMI端子とする。

1.5 審査方法

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、生涯学習部長を委員長とする選定委員会において選定する。

1.6 選定方法

(1) 各選定委員が別表の評価基準をもとに採点する。各委員の合計点を集計した点数（総合計点）が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

(2) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。

(3) 第1位と採点した委員が同数である場合は、そのもののうち第2位をより多く獲得したものを候補者とする。

ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高いものを候補者とする。

(4) 第1位及び第2位と順位付けしたものがいない場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。

(5) 総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

1.7 審査結果の通知

審査終了後、選定結果を個別に通知するものとする。

1.8 企画提案の無効

次のいずれかにあたる場合は、企画提案を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 提出書類の不備及び未記入がある場合

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(4) 複数の企画提案書を提出した場合

19 その他

(1) 企画提案書の作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。

(2) 提出書類については返却しないものとする。

(3) 審査結果についての異議申し立ては受理しないこととする。

(4) 著作権の取り扱い

ア 決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属する。

ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。

イ 決定されなかった業者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

20 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替えおよび再提出は原則として認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、企画提案説明会時に説明すること。

21 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会の選定を受けて、合計点第1位と採点した委員を最も多く獲得した優秀提案者を優先交渉権者として決定する。優先交渉権者との交渉が整わない場合または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

22 再委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。ただし、この場合でも、受注者は当該第三者の行為のすべてについて責任を免れない。

23 契約

契約については、受注者と別途協議の上決定する。

24 問い合わせ先および各種書類の提出先

(1) 住 所 〒446-0026

安城市安城町城堀30番地

- (2) 担 当 生涯学習部文化振興課文化財係 (安城市歴史博物館内)
*月曜休
- (3) 電 話 0 5 6 6 - 7 7 - 4 4 7 7
- (4) メール bunkazai@city.anjo.lg.jp